　年　　月　　日

指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項書

氏名または名称

住　　　　　所

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

　下記の１～４項目について確認しますので、御記入ください。（４については該当者のみ）

**１　日本水道協会　滋賀県支部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **（過去５年以内）**   |  | | --- | | 受講年月日 | | 受　講（　　　年　　月　　　　　　日） | | 未受講（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| ・受講実績のある方は、受講欄にチェックし、受講年月日を記入してください。  ・未受講の方は理由を記入してください。  **２　指定給水装置工事事業者の業務内容（公表：☐　可　・　☐　不可　）**   |  |  | | --- | --- | | 営業日・連絡先等について | | | 営 業 日(対応可能日) | 曜日～　　曜日 | | 営業時間（対応可能時間） | 時　　分～　　時　　分 | | 休 業 日 | 曜日 | | 電話番号(対利用者用) |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 業務内容について | | | | | | 新設・改造工事 | | 漏水等修繕 | | | | 道路部分  (分岐工事) | 宅内部分  (二次側) | 屋内給水装置 | 屋外給水装置  (掘削等を伴う埋設部) | 給水設備  (受水槽・ポンプ・附属設備等) | | ☐対応可  ☐不可 | ☐対応可  ☐不可 | ☐対応可  ☐不可 | ☐対応可  ☐不可 | ☐対応可  ☐不可 | | 備考 | | | | |   ＊２の業務内容について、お客様への情報提供の充実を図るため、公表の可にチェックいただいた先については、米原市公式ウェブサイトの工事事業者一覧表にて公表します。つきましては、御記入いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。  －裏面に続く－  **３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内で直近のもの）**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 受講者名 | 研修会名・実施団体 | 受講年月日 | |  |  | 年 月 日 | |  |  | 年　月 日 | |  |  | 年　月 日 |   ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。  ・自社内研修については、研修内容を記載してください。  ・行数が不足する場合は、必要に応じてコピー等してください。  ＊根拠法令  水道法施行規則第36条　法第25条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  ４ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。  **４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**  ☐配水管から水道メーターまでの分岐工事を施工しないため非該当（記入不要です。）  ☐配水管から水道メーターまでの分岐工事を施工するため該当   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 技能（経験）を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか | 資格等を有しているか |  | 工事年度 | | ＊保有している資格等  （下記①～④のうち、該当するものの**太文字下線部**を記入してください。） | |  | ☐有　☐無 | ☐有　☐無 |  | 年度 | |  | ☐有　☐無 | ☐有　☐無 |  | 年度 | |  | ☐有　☐無 | ☐有　☐無 |  | 年度 |   ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた**配管工**  ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）法44条に規定する**配管技能士**  ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の**課程修了者**  ④公共財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者**講習会修了者**、配管技能**検定会合格者**、配管**技能者認定**）  ＊資格を証明する書類（資格者証等）の写しを添付してください。  ・過去１年以内の工事実績が無い場合は、直近の状況を記載してください。  ・行数が不足する場合は、必要に応じてコピー等してください。  ＊根拠法令  水道法施行規則第36条　法第25条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  ２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工  事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせるこ  とがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従  事する他の者を実施に監督させること。 |